

令和4年度

第1回ふじさわ人権協議会

2022年5月23日（月）

藤沢市 企画政策部 人権男女共同平和国際課

○事務局（作井） それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきたいと思
います。本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。
ただいまから、令和4年度第1回ふじさわ人権協議会を開催させていただきたいと
思います。私は、人権男女共同平和国際課の主幹で、4月から参りました作井と申
します。よろしくお願いいたします。まず、新年度の異動で、今年度、新たに委員
になられた方の委嘱状の交付を行います。木村千裕委員が3月31日付けで異動さ
れましたので、後任の秋葉真之様に委嘱状を交付させていただきます。本来なら市
長から交付させていただくところですが、公務の都合によりまして、企画政
策部長の宮原から委嘱状を交付いたします。秋葉様におかれましては、恐れ入りま
すが、その場でご起立をお願いいたします。では、秋葉真之様。

（秋葉委員 起立）

○事務局（宮原） 秋葉真之様 ふじさわ人権協議会委員を委嘱します。期間は20
22年（令和4年）4月1日から2023年（令和5年）3月31日までとします。
2022年（令和4年）4月1日 藤沢市長 鈴木恒夫。代読でございます。よろ
しくお願いいたします。

○秋葉委員 よろしくお願いいたします。

○事務局（作井） それではここで、部長の宮原から一言ご挨拶を申し上げます。

○事務局（宮原） 皆様、改めましてこんにちは。藤沢市企画政策部長の宮原でござ
います。どうぞよろしくお願いいたします。常日頃からふじさわ人権協議会の皆様
には大変お世話になりまして、ありがとうございます。今年度、市では、コロナ禍
で浮き彫りになった格差や貧困の広がりであったりとか、簡単に孤立してしまう社
会が見えてきたりであったりとか、あと、無関心時代とよく言われていますけれど
も、そういったコロナ禍で浮き彫りになった社会課題などをしっかりと見据えなが
ら、大切にすべき普遍的な考え方として、人権施策推進指針の改定を進めてまいり
たいと考えております。特に時代は平成から令和に変わりましたが、日常に
潜む人権課題というのは、これからも様々な皆さんの周り、あるいはすべての人の
周りの中で見えてくるものもあるかと思えます。この協議会は多様な分野の方から、
ご参画をいただいておりますので、新しい令和の時代の人権ですね、人間らしい人
権であったりとか、自己実現を可能にする人権であったりとか、色々な人権がある
と思えます。そういった新しい令和の時代の人権をしっかりと考えながら、人権施
策推進指針を改定してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いい

たします。

○事務局（作井） それでは、新しく委員になられました秋葉委員から自己紹介をお願いします。

○秋葉委員 皆さん、こんにちは。私は湘南三浦教育事務所指導課の秋葉と申します。よろしくお願いいたします。この4月から、事務所のほうに来ました。出身と申しますか、僕は小学校の教員です。3月まで寒川の小学校で働いていました。こちらの事務所は教育事務所なのですが、4年前まで4年間、指導主事でお世話になったところなのですが、3年経ちまして、また戻ってまいりました。学校現場でも、本当に、この人権教育というのは、すごく大きな位置を占めていますが、なかなか教員自身の人権感覚というか、なかなか行き届かないところは、皆さんお察しのところかと思えますけれども、事務所としまして、重要な課題として捉えておりますので、僕自身もここで、皆さんから人権について教えていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○全員 よろしくお願いいたします。

○事務局（作井） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。申し訳ございませんが、部長の宮原は公務がございますので、ここで退席させていただきます。

○事務局（宮原） それではよろしくお願いいたします。失礼します。

（部長退席）

○事務局（作井） それでは、事務局の方も4月の人事異動がありましたので、事務局からご挨拶をさせていただきます。なお、本日、課長補佐の猪野に関しては県外出張で不在となっておりますので、欠席させていただきます。

○事務局（鈴木） 皆さん、こんにちは。この4月に人権男女共同平和国際課長になりました鈴木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（作井） 改めまして、私は4月に古谷主幹の後任で参りました作井と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（中村） 中村と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（作井） 今年度は、このメンバーで事務局を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。あと、今年度、人権指針の改定に関するコンサルタント業務を担っていただく株式会社サーベイリサーチセンターの方が同席させていただきます。ご紹介させていただきます。板倉様。

○サーベイリサーチセンター板倉様 サーベイリサーチセンターの板倉と申します。
よろしくお願いいたします。

○事務局（作井） 宮口様。

○サーベイリサーチセンター宮口様 サーベイリサーチセンターの宮口と申します。
よろしくお願いいたします。

○事務局（作井） 今後、こちらの協議会に同席させていただきますのでご了承ください。よろしくお願いいたします。本日は、新型コロナウイルス感染対策のため、会議時間は1時間半程度を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。なお、本日は、森委員からご欠席の連絡をいただいております。会議の成立につきましては、ふじさわ人権協議会要綱第7条の規定に定める半数以上の委員の出席が認められ、この会議が成立したことを申し添えさせていただきます。次に、会議の公開・非公開についてお諮りいたします。本市におきましては、市政において重要な役割を果たしております各種審議会等の附属機関やこれに準ずる機関の会議は、市政運営や施策形成における公平性及び透明性を高めるために、藤沢市情報公開条例第30条の規定により、原則公開としております。ふじさわ人権協議会におきましても、公開を原則として運営して参りたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声）

○事務局（作井） ご異議ありませんので、ふじさわ人権協議会は公開といたします。本日、傍聴の方はいらっしゃいませんので、このまま進めさせていただきます。では、本日お配りした資料を確認させていただきます。

（資料確認）

お手元の資料に不足等はありませんか。なお、資料送付の際にお知らせいたしましたとおり、今年度、藤沢市人権施策推進指針の改定を行うにあたり、年5回の会議開催を予定しております。スケジュールの関係で、この1回目と、次に行う2回目の協議会で、改定案の素案の形をある程度、固めていく必要がございます。短期間で集中的に内容の検討を進める形となりますが、ご協力いただければと思います。よろしくお願いいたします。また、本日、人権施策推進指針の改定に向けて、議題（4）として、「人権を取り巻く現状と課題」ということで、深田委員から、30分程度、お話をいただく予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、ここからの議事進行は、ふじさわ人権協議会要綱第5条第2項に従いまして、片岡会長にお願いいたします。片岡会長、よろしくお願いいたします。

○片岡会長 片岡でございます。皆様、こんにちは。前回は、2月22日にオンラインで開催された会議ということで、こうして実際に皆様のお顔を拝見するのは、久しぶりのこととなります。今日は非常に盛りだくさんの内容ですので、どうぞ議事進行のご協力をよろしくお願いいたします。この間、毎日、テレビで皆さんがご覧になるのは、ウクライナ情勢の話かと思うのですが、本当に戦争になると、女性、子どもを含めた殺戮、レイプや拷問、こういった人権侵害がいかに簡単に起こってしまうかというものを、私たちは日々、学ばされているのかなと感じます。そういった意味でも、平和を維持していくということと、人権を守っていくということは、やはりリンクしておりまして、平和な時代でないと人権はないのだなと感じさせられております。この間、身近なところで、某有名牛丼チェーンなのですけれども、外国人の応募者をすべて、日本国籍ではないという理由で採用しなかったというニュースがございました。外国籍の方でも、日本に根付いて生活されている方がたくさんいらっしゃるんですけど、その中で、こうした国籍条件だけで採用を拒否するというのは、やはり問題かなと感じております。皆様も、日々のニュースの中に潜んでいる人権課題があるかと思いますので、そういったことも藤沢市の人権指針等に反映できればと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。会議に当たりまして、皆さんの名札を少し私の方に向けていただけますか。ありがとうございます。それと今日はスクリーンがございましたので、ましてマスクもされていますので、普段より少し大きめなお声で発言していただくと助かります。よろしくお願いいたします。それでは、早速ですが、議題1「人権政策推進事業の令和3年度実施結果および令和4年度実施計画（案）について」事務局からご説明をお願いします。

○事務局（中村） 中村と申します。よろしく申し上げます。議題1から3につきましては、後ほど、人権指針の改定という議題もございますので、短めにさせていただきますと思います。では、議題1「令和3年度人権施策推進事業の実施結果」につきましては、資料1をご覧ください。昨年度は、そちらに記載のとおり、会議や事業を実施し、講演会などに参加しました。例年、人権男女共同平和国際課の主催で実施する大きな事業としましては、講演会が2つございます。2ページ目下段に「4 市主催・協力 講演会等」がありますが、その2つ目の「令和3年度藤沢市子どもをいじめから守る啓発講演会」と、その2つ下の「第36回藤沢市人権啓発講演会」になります。昨年度も動画配信により開催し、両講演会ともコロナ禍に関連したテーマで実施しました。それぞれ100人を超える申込があり、動画

再生回数も「子供をいじめから守る講演会」が175回、「人権啓発講演会」が296回となっております。最後のページにお進みいただきまして、令和3年度人権啓発事業、講演会や研修会への参加状況になります。上段の(A)が、人権関連団体が主催した講演会と、市が主催した講演会の参加者数、その下の(B)が内部研修、職員を対象にした研修への参加者数になります。前年度と比較しますと、全体の参加者数は、357人から735人へと増加しております。主な要因としましては、昨年度よりも講演会の動画配信を1つ多く実施したこと、子どもをいじめから守る啓発講演会の申込が増加したこと、また、職員研修を動画配信で行い、多くの職員が受講したことなどがあげられます。次に、「今年度の主な事業予定」につきましては、資料2に記載のとおりです。例年と違う点としましては、主に2点ございます。1点目は、今年度、人権に関する市民意識調査を実施し、人権施策推進指針の改定を行うことです。2点目は「横須賀・湘南人権啓発活動地域ネットワーク」の事業開催市となりますので、12月に事業を実施する予定です。私からは、以上となります。よろしく願いいたします。

○片岡会長 はい。ありがとうございます。今の最後の「横須賀・湘南人権啓発活動地域ネットワーク」は資料2の12月の・・・

○事務局（中村） はい。2ページ目の「令和4年度横須賀・湘南人権啓発活動地域ネットワーク講演会（動画配信）」です。

○片岡会長 はい。承知いたしました。ただいま事務局からご説明がありましたが、皆様からご質問等ありますか。昨年度の実施結果と今年度の予定ということです。

（岸本委員挙手）

○片岡会長 はい、岸本委員どうぞ。

○岸本委員 岸本です。例年、早めの時期にふじさわ人権協議会の年間の日程をいただいていたかと思うのですが、私もなるべく優先して予定しておきたいので、7月11日以降の予定の候補がありましたら教えてください。

○事務局（中村） 今年度は人権指針の改定があります関係で、そちらの進み具合によるところがございまして、開催する月は決まっているのですけれども、お日にちは、まだ確定していない状況です。開催する月につきましては、資料2の下段の藤沢市人権施策推進指針改定関係のところがございます。2回目は7月11日。3回目が10月、4回目が11月、5回目が1月を予定しております。決まり次第、お知らせするようにいたしますので、よろしく願いいたします。

○片岡会長 はい。他にご意見、ご質問ございますか。今回、動画配信が増えて画期的な数字というか、かなり参加者も増えたということで、このコロナ禍の中でも工夫されて事業展開されているなど感じました。他の皆さんよろしいですか。はい。それでは次の議題に進ませていただきます。議題2「各課人権意識啓発に関する取組」の令和3年度実施結果及び令和4年度のコメント分担につきまして、事務局ご説明をお願いいたします。

○事務局（中村） お手元の資料3、A3版のものが、昨年度の各課での職員の人権意識啓発に関する取組内容の一覧になります。この取組の趣旨ですが、実効性のある人権施策を推進していくには、職員の高い人権感覚と人権意識が不可欠であり、多岐にわたる人権課題に関心を持つことが大切になるため、毎年、課ごとに、業務に関わりなく人権指針の分野別課題からテーマを設定し、意識啓発に取り組んでいただいているものになります。令和3年度は、藤沢市パートナーシップ宣誓制度を開始したことから、「セクシュアル・マイノリティの人権」に関する意識啓発の取組を、全課に対して“必須”という形で取り組んでいただきました。全課必須としたことで、多くの職員にセクシュアル・マイノリティの人権について、考える機会を持ってもらうことができたことは有意義だったと考えております。委員の皆様には、お忙しい中、各課の取組に対するコメントをいただき、ありがとうございました。今年度の各課のテーマ設定・取組予定につきましては、後ほど資料4をご確認いただければと存じます。参考2は、今年度のテーマ設定の際に行ったアンケート結果をまとめたものになりますので、ご参考に後ほどご覧ください。例年、皆様をお願いしているコメントの分担についてなのですが、昨年度は、5月の第1回協議会で、担当いただく課を委員おひとりあたり9～10課、割り振りさせていただき、分担いただいた課の取組内容について、12月～1月にコメントをいただきました。人権指針が策定されて以降、この形で行ってきておりますが、事務局としましては、今年度は、人権指針の改定もございますので、委員の皆様のご負担を軽減した方がよいのではないかと考えております。そこで、3つの案を考えました。1つ目の案は、各委員の担当課数を増やして、例えば18課程度に増やして、複数の委員が同じ部分を見ることにし、コメントは書かずに、取組内容の良い課をあげていただく。2つ目の案は、これまでのように1課1課に対してコメントをいただくのではなく、各委員に取組内容全体をご覧いただき、良かったと思う取組をいくつかあげていただき、その取組に対するコメントをいただく。3つ目の案は、これまでどおり、各

委員9課から10課分担いただき、1課1課に対してコメントをいただく。

お手元の「参考1」という資料に、1つ目の案と3つ目の案の場合の分担（案）を、「案1」「案3」として記載しております。今後のスケジュールですが、各課からの報告期限が12月9日、12月下旬に皆様に依頼し、1月上旬に皆様からご提出いただき、1月の第5回協議会でご報告し、その後、各課へのフィードバックを予定しております。今年度、どのように進めていくのが良いか、皆様のご意見をお聞かせいただきたく、よろしく願いいたします。

○片岡会長 事務局、ご説明ありがとうございました。まず、このことについて、その最後の3つのどれにするか後にしておきまして、ご説明のあった内容そのものに対するご質問、あるいは資料に関するご質問、ご意見等ありますか。

(深田委員挙手)

○片岡会長 はい。深田委員お願いいたします。

○深田委員 今、ご説明いただいた案1の取組内容の良い課をあげるというのは、自分が担当する中で、「この課の取組が良いですよ」という取組を一つだけ、課の名前であげるということですか。

○事務局（中村） そうですね。1つでなくても、課の名前を上げていただければと思います。

○深田委員 どこがどうかそういうコメントもなく。

○事務局（中村） もし、いただけるようであれば。

○深田委員 わかりました。

○片岡会長 では、第一案はコメントありの可能性もある。

○事務局（中村） そうですね。

○片岡会長 理由がないとわからないでしょうね、何を基準に選んでいるのか。例えば、走るのだったら、速さで争っているわけですよ。この場合、何でここが一番になったのか、一番良いと思ったのかという基準というのを皆さんにお示ししないとわからないと思うので、コメントを書いた方がいいのではないかと思います。他に何かご説明内容で不明点ありますか。

(宮部委員挙手)

○片岡会長 はい。宮部委員。

○宮部委員 案2をもう一度説明していただけますか。すみません。

○事務局（中村） これまでは一課一課に対してコメントをいただいていたのですけ

れども、案2ですと、各委員に取組内容の全体をご覧いただき、良かったと思う取組をいくつかあげていただいて、その取組に対してコメントをいただくという案です。

- 片岡会長 いいですか。私の理解からいきますと、1つ目は担当課数が今より増える、倍ぐらいを見る。で、その中の範囲で良いところを見つけるというのが第1案。第2案は全員が全体を見て、全体の中で良かった課や取組を見つける。で、第3案は今までどおりの分担量で、今までどおりのコメントを書くという案です。

(宮部委員挙手)

- 片岡会長 はい。宮部委員。
- 宮部委員 案1の場合は、倍の量を2人で担当する。その2人の間で調整をしなくて、自分の考えで出せば良いということでしょうか。
- 片岡会長 事務局、その辺りはどうでしょうか。
- 事務局(作井) 委員の方、それぞれの良いと思ったところをあげていただければ良いと思います。
- 片岡会長 では、結果的に同じ課を2人とも、「これが良かった」とするケースもあるかもしれないし、別の課をあげるケースもあるかもしれないということですね。はい。他に。

(岸本委員挙手)

- 片岡会長 はい。岸本委員。
- 岸本委員 今のコメントの話はそうすると、各委員が名前も、例えば、「岸本委員からの意見」という形で開示するようなイメージでしょうか。
- 事務局(中村) 今までと同じようにお名前は特に出さずに、人権協議会の委員からのコメントということで。
- 片岡会長 事務局だけがお名前を把握している形ですか。
- 事務局(中村) そうですね。
- 岸本委員 案1と案2の場合は、それぞれ別々の人が同じ課を良いと上げる場合があると思いますけれども、それはコメントのボリュームが増えるかどうかの違いという形を想定しておけばよろしいですね。案2の場合は、場合によっては、各委員それぞれがバラバラをあげれば、これだけの良い課たくさんあがる可能性もあるというイメージでしょうか。
- 事務局(中村) はい。

○片岡会長 はい。この3案についてのご質問、ご意見いかがでしょう。

(宮原委員挙手)

○宮原委員 全部を読むっていうのは、読むことはできますけれども、真剣に読まない、取捨選択といたら、これは恐らく時間にむしろ逆行してしまっている。みんなが全部見るということは、決して負担の軽減にはならない。それはよろしくないのではないかなと思いますね。

○片岡会長 2案は逆に負担が増えるのではないかという意見ですね。ありがとうございます。他にご意見は。

(岸本委員挙手)

○片岡会長 はい、岸本委員お願いします。

○岸本委員 毎年、申し上げているのですが、私の中では、書面だけを見て評価するということに若干の罪悪感のようなものがあって、実際の取組を現物では見ていない。ただ、これまでも、この委員会の中でも、もっとエンカレッジする、頑張りましょうというふうに前向きになれるような形でコメントするというようなお話をいただいているので、取組内容を見て、こういう取組が良いですねということをやってきました。なので、どの課が良いとか良かった内容を決めましょうとなると、たまたま表現やまとめ方がうまいからそこが目についてしまうとか、本当はすごく良い取組をしているのに、コメントに少し不足があって、私達の目に留まらなかったというところもあってですね。一番良いところとかいうのをあげるのは、少し躊躇してしまうなというのが、私の意見でございます。

○片岡会長 ありがとうございます。ということは今までどおり。

○岸本委員 そうですね。負担を軽減しようというご提案自体はすごくありがたいのですが、その3つの中からと言われると、私にとって一番やりやすいのは、今までどおりかなという意見です。

○片岡会長 あるいはベターな案があれば、それでもいいのですよね。第4がありましたら。

○事務局(作井) こちらとしてはやはり今年度、特に指針の改定というところで、皆様に担っていただく量が増えますので、そこをやはりコメントを書くというのかなりご負担になっているという話も聞いておりましたので、何か良い方法はないかという中で、ただ、他に何か良い方法ないでしょうかというのは、少し無責任な感じもしますので、具体的に例をあげてみて、こんな形でやってみたらどうでしょ

うという案なのですね。ですので、もし、皆様の方でこのやり方だともう少し楽かもしれないとか、こういう形を試して、良い方法があればもちろんそういった形も採用できればと思っているので。

(岸本委員挙手)

○片岡会長 はい。岸本委員お願いします。

○岸本委員 今、ぱっと出てくるものではないので、もう1回持ち帰って検討したいのですけれども、今、浮かんだところだと、ある程度の項目を決めて、例えば星3つが満点で、5つくらいの項目があって、その項目の一つは、他の課にも、ぜひ紹介してもらいたいような取組ですねとか、人権の切り口がいいですねとか、なんかそういうような5つの項目の中の3段階評価で、それぞれ一つの課を5つの観点から、1・2・3でつけていくとか。そうすると担当が10課以上あっても、5つくらいの項目にチェックを入れるだけであれば、やりやすいかなと。でも、結局、それが良いか悪いか、評価しているじゃないかと言われると、今、思いつきなので、一緒かもしれませんけれども、ある程度、着眼点を絞ってもらえれば、そういったコメントに変わるような形の処理がしやすくなるかなと思いました。

○片岡会長 ありがとうございます。

(宮原委員挙手)

○片岡会長 宮原委員、どうぞ。

○宮原委員 評価ということがありましたけれども、僕は今回、1回しか担当していませんのですけれど、そもそも、今年度の効果、反省点。反省点はいいのですが、効果というと、自分たちでやったものを自分たちで評価して、どんな表現になるかという、「理解が深まった。」「意識が高まった。」「考えを共有した。」のオンパレードなのです。僕は個人的に、皆さんの報告書に、高まった結果、それが仕事にどうプラスに出たのか、仕事で対応する市民の方に、今まで自分が勉強した結果、このようなことができたとか、そういうのはほとんどないのですよ。だから、先ほど、会長が言ったように、どうして早かったのか、上手くいったのか知りたいのに、「早かったです。」「一番になりました。」「良かったです。」どうして良かったのか知りたいとなると、評価というのは非常にやりづらくなる。あえて評価をすることになると、そこに気付いているのか。かえって複雑で難しくなってしまうのではないかなという気がします。そうすると、自分で効果を書く、その辺りから、そもそも見直さないといけなくなる。なかなか大変という感想ですね。そもそ

も項目のあり方を変えないと、評価をいくら点数化はしないとしても、星にしても、判断する材料があまりにも乏しい。自分たちで反省していますと書いておいて、ほとんどないわけですから。そういうことの中から、一生懸命頑張って真意をくみ取ろうとしているのですが、なかなかわからないというのがあります。

○片岡会長 宮原委員、ありがとうございます。そもそも元に戻ってみますと、これは、職員が自ら自分たちの人権意識を高めるための取組であって、誰も評価する必要が元々ないものなのです。職員の皆さんの人権意識が高くなれば良いだけで、年間の標語的に今年はこれについて意識を深めましょうかと、人権は範囲が広いので、それぞれの課でこう決めて取り組んでくださいねと。ただ、こちらがそのようにお願いしたので、それをエンカレッジする意味で、こうした方が良いかもしれないですね、この点は良かったですねと、できればこうした方がよろしいのではないですかというものを返すというだけのものなのです。だから、評価、評価ってこのところ出てきていることが、私はとても気になって、評価する必要はないと思うのですね。では、コメントをするだけ、恐らくその事務局でおっしゃった、いくつか良いところ、ベスト何とか的な、このようなものが良いですよいくつかあげるというのは、評価という意味ではなくて、ここがとても良いと我々の協議会が思いましたという形で出すわけですよ。

○事務局（作井） そうですね。今、考えているのはコメントを書くことではなくて、ある程度、庁内のいくつかの課の取組が、こういうところが良かったというところだけを出す。

○片岡会長 もう一つ考えないといけないのは、これが今まで十何年が続いてきたやり方なのですけれども、今年是人権指針の改定があるから、そういう形にしました。来年以降はどうするか。要するに、毎年行われていることなので、これからもずっとそういう形に変えていくのか、それだったら、やり方自体を結構ステイブルなものにしていかなければいけないと思うのです、定着性のあるような。

○事務局（作井） この形に変えますといたら、今後はその形でやっていきたいと。

○片岡会長 そうですよ。

（深田委員挙手）

○深田委員 事務局の方で委員の仕事を少し減らそうと考えていただいたのは、とてもありがたいと思います。ただ、今のこの案1、案2ですと、やはりたくさんの中から、これが良いと表彰するように取り出す、順位ではないですけれども、という

こと。それから先ほどの評価みたいな形で星をつけてやるというのは、少し私は馴染めない感じがあって。というのは、たまたま自分が担当しているところしか見ていないのですけれど、それぞれ取組、切り口として面白いところもあれば、もう少しここに気を遣ったら、豊かになるのではないかなという両方バランスを見ながら書いているつもりなのですね。だから、何か順番をつけるようなこととか、点数をつけるようなことは、少し今までやってきたことからすると、違和感があるなとは思いますが。もう一方で、先ほど会長が言われたように、評価ではなくて、あくまでもコメントのつもりで書いているのですが、委員がコメントするということで、この取組を報告する側の課の人たちも、第三者の外部の人が自分たちの取組を見ているのだという意識は持てると思うのですよね。だからそういう意味では、今のやり方が絶対良いとは言えませんが、かと言って、順位をつけるようなのはどうなのかなという思いはあります。

○片岡会長 市川委員どうですか。こういうコメントを書くのがとても大変かと思うのですが。

○市川委員 そうですね。すごく大変なので、できれば早めにいただきたいですね。私も翻訳とかそういう仕事が年末にすごくたくさんありますし、学校の資料とか本の翻訳とか教科書とか。もちろん教育関係の仕事なので、ある程度はわかります。わからないところは、辞書をひかないといけないし、インターネットで調べないといけない。日本の中で、こういうことはどうやって使われているのだろうと思って、それで書いているのですけれども、多分間違えたりとか、元々翻訳の仕事なので、文法のところは10回、20回見て直しているところもあるのですよね。ものすごく大変ですが、できればこのままでもいいと思います。また変わると、別のやり方になると、どうなるかわからないのですけれどね。わからないところもたくさんあるのですけれど、こういう形でもよいと思います。ただ、時間が欲しいですね。やはり、あまり時間がないと私も本当に大変なのです。

○片岡会長 ありがとうございます。他に3つの案、あるいは別の案についてのご意見はありますか。なかったら、とりあえずこの3つの中で決を取らせていただくということでよろしいですか。ただし、この3案をもしやるとしたら、頑張っって長く書かなくていいですよという、その程度の負荷軽減しか考えられないのですけれども。よろしいでしょうか。はい。第1案がいいと思う人、手を挙げてください。

(挙手なし)

○片岡会長 0人です。第2案がよろしいと思う人。

(挙手なし)

○片岡会長 0人です。第3案が良いと思う人。

(挙手あり)

○片岡会長 棄権が2人。あと全員です。それでは第3案ということでよろしいでしょうか。はい。コメントに関しましては、今までも大変だったので、頑張りすぎない程度の、何十行も書かなくてよろしいですので、気持ちが伝わるように。

○市川委員 いただいたときは、本当に早く出したいのですが、あるとずっと気になって、どうしようと。

○片岡会長 事務局の方は、なるべく早くしていただきたいということで、よろしくお願ひします。すみません、盛りだくさんなので次に進ませていただきます。では、コメント分担案は、今までどおりの、この参考の1の「案3」でよろしいでしょうか。もし、別の人に代わってもらいたい、別の場所に変更したいということがありましたら、事務局の方にお申し出ください。よろしいですか。それでは議題の3に進ませていただきます。令和3年度人権eラーニング研修の実施結果について、よろしくお願ひいたします。

○事務局(中村) お手元の資料5をご覧ください。お時間の関係もごさいますので、こちらに記載のと通りの結果となっております。1か所、誤りがございまして、1ページ目の「2 対象者」(1)に記載の人数が3, 293人となっておりますが、正しくは3, 426人です。申し訳ございません。市昨年度の受講終了率は96.3%となっております。職員の意識啓発について一定の効果が得られたものと考えております。私からは以上です。

○片岡会長 ありがとうございます。このeラーニングの内容につきましては、皆様方にも事前に見ていただいたかと思いますが、96.3%の受講終了率ということですので、このことについて、何かご意見、ご質問等ありますか。

(岸本委員挙手)

○片岡会長 はい。岸本委員

○岸本委員 受講終了率だけ見ればそんなに変わらないのですが、未着手の数字だけ見ると、倍近くなっています。これについては、着手できなかった理由とか、例えば病気ですとか、特段の事情があるかないかとかの確認を取っているのでしょうか。

○事務局(中村) 確認は取れていないのですけれども、何か月かの間に、進捗状況

ということで、課ごとに何人中何人が終了しているかとか、そういったことをポータル掲示板に出しまして、所属長に受講を促していただくように、3回ほどお知らせをしたのですが、どうしても進まないところもありまして。

○岸本委員 ありがとうございます。受講が義務ではなくて自発的なものだから、未受講の理由まで求めにくいといった事情もあるのでしょうか。

○事務局（中村） そうですね。ただ、基本的には全員必修ということでお願いしています。

○岸本委員 ありがとうございます。

○片岡会長 よろしいでしょうか。他にご意見、ご質問等ありますか。それでは、議題の4に参ります。前回やっていたのが今回になりました、深田委員の「人権を取り巻く現状と課題」について、お話をよろしくお願いいいたします。

○深田委員 はい。前回のオンライン会議のときには、マイクの不調で大変ご迷惑をおかけしました。今日、事務局の方からこの「人権を取り巻く現状と課題」というお話をいただきまして、30分ほどお時間をいただけるということなので、このレジュメに沿って話していきたいと思いますが、非常に欲張って、項目をたくさんあげてしまったので、途中、端折るところもあるかもしれません。まず、「1 さまざまな人権課題」ということなのですが、ここに書いてある課題は、前にご紹介をいたしました、神奈川人権センターが発行した『新・21世紀の人権』という本の中で取り上げている課題です。もちろん、これが人権課題のすべてではありません。例えば犯罪あるいは司法制度と人権という切り口で見れば、犯罪被害者、その家族の人権、あるいは容疑者とその家族の人権、取調べにおける容疑者の人権、あるいは受刑者の人権、出所した人の人権とか、色々なことが考えられると思います。あるいは、災害と人権とかですね、人身取引、様々な課題がありますが、この本の中では、色々編集会議で議論して、ページ数の関係で、ここにあるような課題を取り上げました。今日は、この中からいくつか、最近特に私が気になっている課題に沿って、お話をしていきたいと思います。2番目は、一つの情報ですが、神奈川県内、県を含めて34の自治体がありますが、その中で人権指針を策定しているのが、この13の自治体になります。昨年度、この指針の改定をしたのが、神奈川県と横浜市、川崎市、秦野市です。これから来年度、藤沢市も改定する方向で進むということで、我々もお手伝いをさせていただきたいと思っているところですが、13の自治体の人権施策指針を持っているというご紹介です。それから3番目はですね、

新型コロナウイルスと差別ということで、最近、研修を頼まれてお話するような際には、この新型コロナウイルスのことを是非取り上げてほしいという話がよくあるので、ここに書きました。この2年と少しの間、皆さんがここに書かれてあるような差別、あるいは人権侵害をニュースで知ったりとか身近で感じられたことがあるのではないかと思います。これは、かつて、一番下の方の丸のところですけども、感染症と差別というのは、かつてハンセン病で隔離政策というものがありませんでした。ハンセン病を発症すると家族から離されて、隔離された療養所で名前を捨てて、そこで生きていく。亡くなっても、遺体の焼却や埋葬も療養所の中でしかできない、そういうことがありました。あるいは80年代には、エイズパニックというようなことが起こったのを、ご記憶の方もたくさんいらっしゃると思います。特にこの感染症の場合、コロナもそうですが、その病気についての無知が、最初は情報があまりありませんから、そのことについての無知が偏見を生み、それが差別を生んできたということだろうと思います。私たちはやはり、人権というと遠くにあることのように思いますが、こうしたことが起きると、人権というものを身近に感じる。差別や人権侵害が起こると、人権ということを考えるようになるということがあるのだろうと思います。さて、その後、次のページになりますが、男女平等の課題。いくつか問題になることがあります。一つは、ご承知の方も多いと思いますが、ジェンダーギャップ指数という、世界経済フォーラムが発表する指数がありますが、この指数で日本は156ヶ国中120位という、非常に低い位置にいます。経済、政治、教育、医療の4つの分野で、14項目に点数をつけ、完全平等が1で完全不平等が0。その間のどこに位置するかということで、順位を決めていくのですが、日本は120位。参考と書きましたが、21年3月発表の第1位はアイスランド。アメリカは30位。お隣の中国は107位。日本のいわゆる男女間格差は、とりわけ経済と政治の分野が非常に順位が低くなっています。ここ数年、大体このぐらいの順位を行ったり来たりしているという感じです。その次の丸のところになりますが、政府が社会保障の政策等を立案するときの標準世帯モデルというのは、夫がサラリーマンで妻が専業主婦、そして子どもが2人。この標準モデルを使っています。実際には、21年3月の総務省統計ですと、夫婦と子どもの世帯というのは3割弱、約3割です。それと同じぐらいの割合で、単身世帯があります。共働きの世帯が1,240万世帯。専業主婦世帯が571万世帯、これが現実ですが、未だにこういうモデルを使っている。性別役割分業の意識が未だにそこに根付いている。その次の

丸になりますが、就業者数は、女性が2,859万人、男性3,672万人。問題は、やはり今、日本で、先ほどジェンダーギャップ指数が非常に悪い、低い位置にいるということにも関係しますが、女性の非正規率が非常に高いということですね。ですから、後々また話が出てきますが、母子世帯が、非常に、特にコロナ以降、貧困に陥っているということは、そもそもの女性の非正規率が高いというところ由来しているのだらうと思います。次の生理の貧困、この言葉自体は、私などは、なかなか馴染めないのですけれども、内閣府もこういう言い方をしているので、この言い方を使わせていただきます。実は、神奈川人権センターは、毎年、夏に県内のすべての自治体を回って、自治体への政策・施策の要望書というのを提出しています。その中で、去年初めて取り上げたのが、ここに書いてありますが、「ジェンダー平等の観点から、経済的な負担がかかる生理用品については、学校を含む公共施設の女性用トイレ及び共用トイレにトイレットペーパーと同様に常備してほしい。」という要望です。実は、これはコロナ禍で、先ほど言いましたように、女性が単身あるいは母子家庭で貧困に陥る中で、問題としてクローズアップされてきました。我々も今までは、我々の男女平等に取り組む会員団体も、気が付かなかったといえば、気が付かなかったことなのですね。トイレットペーパーはどこのトイレにも置いてあるのに、3ページの上の方見ていただくと書いてあるのですが、だいたい生涯で生理用品、それプラス医療費で女性は1人100万円ぐらい支出するということが、働く女性のためのサイトのマイナビウーマンの調査で報告されています。藤沢市は、この前、新聞に出ていましたけれども、庁舎内の2ヶ所のトイレで生理用品の無料配布を始めた。それから、神奈川県立高校も、昨年の秋に試験的に行って、すぐそのまま昨年10月から、全校でトイレに無料で生理用品を置きますという話でした。こうやって、コロナをきっかけにクローズアップされたことで、しかも学校あるいは自治体が積極的に対応をしてくれているということがここ1年ぐらいであります。それから、次のテーマは選択的夫婦別姓制度です。黒ポツの2つ目、民法第750条に、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」という規定があります。この規定が憲法違反ではないかという裁判が起こされて、過去2回最高裁で判決が出ています。妻、夫のどちらの氏を名乗ってもいいのですが、95%が夫の姓を称するというのが現実としてあります。黒ポツの3つ目ですが、2015年と2021年に最高裁で、この規定は合憲であるという判断が出ました。違憲とする裁判官は少数ですね。ここに2021年の判

判決文の一部を抜粋してありますが、「民法第750条は憲法違反とは言えない。どのような制度が良いかは国会で議論して決めるべきだ」という、そういう趣旨の判決文です。実は、神奈川人権センターで、今から5年前、憲法学者で東京都立大学教授の木村草太さんという人をお呼びして、憲法と人権をテーマにお話をさせていただきました。その中で木村さんがこの問題に触れて、この3ページの一番下からですが、「民法第750条で生ずる問題は、姓の変更を強制されない自由や男女間の不平等の問題ではなく、同姓許容カップルと別姓希望カップルとの間の不平等、これを争点にした方がいいのではないか」というのが木村さんの話でした。つまり別姓希望カップルと同姓許容カップルの間には、確実に区別がある。別姓希望カップルは法律婚ができない。したがって最高裁は、その2つのカップルの間に、不平等が存在しないとは言えないだろう。また、別姓希望カップルの法律婚を認めないという正当な理由を説明することは困難であろう、というのが木村さんの考え方です。もう一つ、木村さんが、この2015年の判決文の中で、木村さんと呼ばれた頃はまだ21年の判決が出ていませんでしたので、2015年の判決文の中で注目していたのが、この4ページの黒ポツですが、「憲法24条は婚姻をするかどうか、いつ誰と婚姻するかについては、当事者間の自由かつ平等な意思決定に委ねられるべきであるという趣旨を明らかにしたものだ。」これが、前のページ戻っていただいて、3ページに選択的夫婦別姓制度というところのすぐ下に憲法24条の一部を記載してありますが、これを見ると、婚姻は両性の合意のみに基づいて成立し云々と書いてあります。木村草太さんの考えでは、裁判官は将来の同性婚の議論を念頭に入れて、ここを両性の意思決定ということではなく、当事者間の意思決定というふうに書いたのではないかと推測するというようなことも話しておられました。さて、その下が、神奈川県内でパートナーシップ宣誓制度を制定している自治体ということで、ここに書きましたのは、去年の10月11日時点のデータだったのですが、最近、もっと増えまして、ここに書いてある自治体に加えて、三浦市、平塚市、厚木市、海老名市、綾瀬市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、山北町、開成町、愛川町。県を除いて33の基礎自治体のうち、26の市町村でこれが導入をされているという状況になっています。次に、1つのデータとしてご紹介したいのが、男らしさに関する意識調査ということです。今まで、男女平等の中でも女性のことに沿って話してきましたが、The Man Box調査というのがありまして、それを実施したということが、ネット上の朝日新聞デジタルに出ていました。

調査は昨年8月から9月にかけて、電通総研が日本に住む男性3,000人を対象にして、インターネットでアンケート調査をしたそうです。年代別に3つのグループに分けて、どういう考え方をしているかというのを調べました。18歳から30歳のグループ、それから31歳から50歳のグループ、51歳から70歳のグループ。この3つの年代に分けて、いくつかの質問についてどう答えるかという調査をしたそうです。この新聞記事で一番の話題になっていたのが、どの世代のグループにおいても、最近では、男性の方が女性よりも生きづらいと思いますかという質問について「はい」と、つまり、男性の方が生きづらい世の中だと答えている人が、どの世代も約5割ということが、ニュースとして取り上げられていました。さらに、自分が抱える心配や不安、問題について、たくさん話す男性は、尊敬されるべきではない。そう思うと答えた人は、51歳から70歳では42%、31歳から50歳では34%、18歳から30歳では35%という数字になっています。さらに、男の子が料理や裁縫、掃除、子守りの仕方を教わるのは良いことではない、悪いことだ、と答えたパーセントが、18歳から30歳で24%、31歳から50歳で16%、51歳から70歳で11%、年齢が高い方が減っているのです。そもそもこのMan Box調査というのはどういう調査かという、男という概念に縛られている、男らしさとか強さとか、男はこうあるべきだという観念に縛られている人をMan Boxという箱の中に入っている人、男だからこうしなければいけないみたいな観念から逃れている人、縛られていない人を箱の外にいる人、アウトの人。インの人とアウトの人という分け方でも調べてみたらいいのですが、面白いと思いましたが、暴力の被害者、あるいは加害者になるのは、そのMan Boxの中にいる人の方が、確率が高いということです。この1ヶ月で他者から身体的暴力を受けたか、という質問に対して、「はい」と回答したのは、箱の中にいる人が40.5%。とても多いですね。一方、男らしさの規範にとらわれていない人、箱の外にいる人は同じ設問に対して、「はい」が7.1%。Man Boxの中にいる人の方が被害者になる傾向が高いことがわかります。また、ここ1ヶ月で、知らない女性に性的な発言をしたか、という質問に対して、「はい」と答えた人は、箱の中にいる人で32.3%。箱の外にいる人は、4.6%。つまり、Man Boxの中にいる人は、暴力の加害者にも被害者にもなりやすいという結果が出ましたという記事でした。さて、次の5番のドメスティック・バイオレンスですが、ここに統計の数字を示しましたが、2016年から20年までの警察庁の統計です。DV被害認知

件数が少しずつ増えています。特に特徴的だと思うのは、男性の被害者のパーセンテージが上がってきているということですね。次の丸印のDV相談件数。これは内閣府がまとめたもので、2019年と2020年を比較すると、全国の配偶者暴力相談支援センターにきた相談件数は、コロナになってから、1.6倍になっているということです。これについては、コロナになったから、DVの被害が増えたのかどうかはわかりません。相談件数が増えているというデータです。次は、DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）です。ここで言う配偶者の定義は、法律婚、事実婚、元法律婚、元事実婚の相手、もしくは生活の根拠を共にする交際相手、元交際相手です。このDV防止法については、4つの柱から法律の内容が成り立ってしまっていて、1つは相談です。配偶者暴力相談支援センターを全国300ヶ所に設置しています。それから、発見者による通報。医療関係者でも被害者本人の意思を尊重すれば、「この人は被害者ですよ」ということを通報しても守秘義務違反には当たらない。それからシェルターですね、緊急一時保護施設。そして保護命令というこの4つで成り立っているのですが、今、このDV防止法については改正の動きがあって、内閣府ではすでに審議会での審議を終えているはずですが、今日、出がけにネットで確認したところでは、まだ国会にこの法案は上程されていませんでしたが、今国会に法案が提出される予定というふうには聞いています。改正内容は、保護命令については、例えば被害者への接近禁止は従来、肉体的、身体的な暴力に限られていたのですが、そこに精神的暴力や性暴力を加える。それから電話やメールの禁止というのは従来あったのですが、SNSでのつきまともそこに入れる。その他、罰則を重くするとかですね。接近禁止の期間を拡大する、あるいは加害者プログラムを推進していくというようなことも入っているようです。日本のDV防止法は、結局は被害者が逃げるしかないのです。加害者に対する対応が非常に遅れている。家から出るのは被害者の方であって、加害者に対して、社会はどのように対応していくかということが盛り込まれていない。実は、神奈川人権センターでは12年前からDVに悩む男性のための電話相談を開設しています。今日は時間がないので、お話できませんが、相談者の約8割が加害者です。あと2割が被害者というイメージです。それから、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律案について、ここには超党派による議員による議員立法で、参議院で審議中とありますが、5月19日に衆議院で成立をしました。全会一致です。今まで、女性を保護するのは、売春防止法に基づく婦人保護事業、売春をするおそれ

のある女性を保護更生させる事業として行われてきました。これからは、困難な問題を抱える女性の自立を包括的に支援する事業に変えていこうということで、まだ法律ができたばかりで、これから国が基本方針を作り、都道府県が基本計画を作ると、市町村もそれぞれ対応していくということで、これからの課題ですけれども、こういう法律の改正があります。次に6番、外国につながる人びとと人権。ここはデータですが、神奈川県は、この30年間に外国籍の住民が、約3倍になっていますね。括弧内の藤沢市だけで見ると、およそ2倍。この丸印2つ目のところ、新型コロナウイルスに関わって、こういうことをしてほしいということを、神奈川人権センターが各自治体に申し入れました。給付金やワクチン接種に関する案内が外国の人でもわかるように、封筒の外側に多言語ややさしい日本語で重要なお知らせであることを明記してほしいと。あるいは、2つ目の黒ポチですが、厚生労働省は、各都道府県、東京23区、そして保健所設置市に対して、オーバーステイの人がワクチン接種を受ける場合、そこで見つかってしまって、入管に通報されるという懸念から、なかなかワクチン接種を受けないという話があったので、各自治体に対して、オーバーステイの人を見つけても、入管に通報しなくて良い、コロナのワクチン接種を優先させなさいという通知を出したのですが、基礎自治体ではそれを知らないところが多いので、神奈川県に対しては、その趣旨を基礎自治体に周知してほしいという要請をしました。次はヘイトスピーチですが、ヘイトスピーチは、本来ここに書かれているように、人種や国籍だけではなくて、性別とか容姿などに基づいて個人や集団を攻撃、脅迫する言動ですが、日本では、その下にあります、通称ヘイトスピーチ解消法というのが、本邦外出身者に対する差別を対象としているということで、日本ではヘイトスピーチというと、在日外国人の人に対する攻撃や差別煽動というふうには一般的には使われています。丸印の3つ目、「川崎市差別のない人権尊重まちづくり条例」、19年に制定されましたが、ヘイトスピーチに対して、全国で初めて刑事罰を導入しました。この刑事罰を導入した条例は、ヘイトスピーチ解消法の第4条に自治体が当該地域の実情に応じた施策を講ずるように努めるものとする書かれているのを根拠として、制定されました。今、相模原市で人権条例の審議が行われていますが、神奈川新聞をお読みの方はよくご存知だと思いますが、その審議会の外国籍委員の人が個人名をあげられて、その人の発言がねじ曲げられて、攻撃が続けられています。それに対して相模原市が、しっかりとした対応を取らないということで、市長をはじめ市の担当部局に対して非常に厳しい声

が上がっています。それからもう1つ、これはあまり皆さん知られていないと思いますが、実は、鎌倉市議会において、元市議会議員の人が議会の場で在日コリアンの人の個人名をあげて、非常に差別的な発言を繰り返しました。そのことに対して、裁判が提起されて、昨年12月24日に横浜地裁で判決が出ました。判決の大事なところは、8ページを見ていただきますと、2行目からですが、「原告が在日コリアンの出自を持つことから、被告上臈は強い恐怖心を感じるという意味の発言であり、在日コリアンに対する差別意識を前提に、在日コリアンという原告の出自を理由に原告を不当に貶める差別的発言である」という判決文です。これはこの元市議会議員が議会の中で、その在日コリアンの人に対して、「私は特に出身が出身なだけに本当に怖い」といったようなこと、あるいはその人物については、「私は公安調査庁と連絡を取り合っている」というようなことを言っているのです。国家賠償法上、個人には賠償を求められないということで、被告が鎌倉市とこの元市議会議員個人でしたが、鎌倉市に賠償金支払い命令が言い渡されました。鎌倉市が控訴しないということを決めたので、ここに書かれているような鎌倉市から原告に賠償金が支払われました。鎌倉市は、この発言を行ったのは元市議会議員なのだからということで、元市議会議員に対して鎌倉市が払った13万なにかの金員の請求をしています。この判決の重要な点は、議会での発言というのは、国会議員の場合は、憲法51条に国会議員の免責特権というのがあって、「国会の中での発言は、国会の外ではその責任を問われない」ことになっていますが、この考え方が地方議会や地方議員に対してもずっと準用されてきていました、今までの判決ではですね。今回は公人である市議会議員が、議会の中で差別的な発言を行ったということを認めた。ある意味画期的な判決になります。

技能実習制度。アメリカ政府が、これは人身売買で外国人労働者搾取のために悪用し続けていると言っている技能実習制度です。最初の2行ですね。毎年これだけの人が日本に来た後、失踪しているということです。非常に劣悪な状況で働いている人が多い。それから7番はインターネットと人権。ここに書かれているような様々な問題があります。8番目、被差別部落と人権。特に2つ目の丸の、神奈川県内にある出版社、示現舎がかつて1936年に出版された『全国部落調査』という被差別部落の具体的な地名などを記載した本の復刻版を出そうとして、部落解放同盟と裁判になっているということが書かれています。あと9番、子どもと貧困の課題、ここに書かれているようなデータが出てきています。特にヤングケアラーです

ね。未成年の子どもたちが家族の面倒を見なければいけないヤングケアラーの問題が非常に大きくなってきています。それから子どもの性被害。外国につながる子どもたちへの教育というのも、ここに書かれているように仮に国籍が日本であっても、日本語の理解が十分でない子どもたちもいるということです。最後10番目ですが、ここに第1次、第2次世界大戦の死者の数を書いています。先ほど冒頭に会長からお話がありましたが、思いもよらないことで、2月24日、前回リモート会議を行った後ですけれども、ロシアがウクライナに侵攻するということが起こっています。本来は、第2次世界大戦が終わった後に、1948年12月10日に国連総会で世界人権宣言が採択され、12ページの丸印の2つ目、これは法務省のホームページに掲載されている文章ですが、「時代は「人権の世紀」と呼ばれる21世紀に入った。」この本もそうですけれども、21世紀は、20世紀とは違う。あんな戦争をしたのとは違う人権の世紀になるはずなのに、今のこの状況はどうでしょうか。でも実際には、第2次世界大戦の後、朝鮮戦争もありましたし、ベトナム戦争もあり、湾岸戦争、イラク戦争と色々な戦争がありました。今、ウクライナのことが我々の耳に非常に多く入ってくるのは、1つはヨーロッパで起きている戦争だということと、それからSNSで個人が情報発信をする、ということが関係しているのではないのでしょうか。それから、第2次世界大戦後の戦争は多くの場合アメリカが関わっていますけれども、アメリカが核兵器を使うだろうという心配をあまりしていなかったと思うのです。でも、ロシアは使うかもしれない、という不安が多くの人にあらるように思います。そうした中で、最後の13ページの丸の下から2つ目ですけれども、昨年の9月にAP通信が配信した記事です。アメリカ軍の制服組トップのミリー統合参謀本部議長が、中国の連合参謀部参謀長に、19年10月と20年1月に2回電話をしている。その電話の内容は、トランプ大統領が中国に核のミサイル発射命令を出すかもしれない。万が一、命令が出たら事前に知らせるからということ、アメリカ軍の制服組トップが中国軍の制服組トップに言ったということがスクープされています。そういうことが、僕らの知らないところで、実は起こる可能性があったということ、後から知った次第です。最後は足早になりましたが、時間ですのでこれで終わりにしたいと思います。

○片岡会長 深田委員ありがとうございました。本当に盛りだくさんのお話をこの時間におさめていただくこと自体が難しいことだと思うのですが。委員の皆様から、きっともっと伺いたい内容等があると思うのですが、すみません、今日はこの後、

議事があるもので、今回は割愛させていただいて、またの機会ということで、よろしくお願いたします。深田委員、ありがとうございました。では次の議題に参ります。議題5 藤沢市人権施策推進指針の改定について事務局からご説明お願いたします。

○事務局（作井） では、資料7、8、9に基づいてご説明させていただきますが、資料7につきましては、昨年度、協議会と専門部会の方でご検討いただいた内容の意識調査が決定しましたということで、こちらにつきましては、5月9日に対象となる3,060人の方、3,000人の日本国籍の方と60人の外国籍の方に発送させていただいております。資料8をご覧ください。こちらは「（仮称）ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針」という名前で記載させていただいておりますけれども、この表の見方としましては、一番左側にあるものが、現行の指針の構成になります。その隣の（仮称）の新しい指針の構成案というのが、今、事務局の方で考えている構成案です。備考のところに補足説明が書いてあります。これを今の指針のあり方に落とし込んだものが、資料9の骨子案ということで、このような記載になるということをご視覚化して、わかりやすくしたものになっております。こちらにつきましては、例えば個別課題のところ、この表でいいますと第4章、資料8の右側になりますけれども、分野別の課題ということで、例えば現行の指針ですと「男女平等の社会づくりに向けて」というタイトルで書いてあるものが、新しい指針の案では「ジェンダー平等社会に向けて」という名称になっていて、ここに今までですと、現行指針でいう12番「セクシュアル・マイノリティの人権を尊重するために」というのが別立てになっていたのですが、そのセクシュアル・マイノリティも含めてジェンダー平等の方に入れていくですとか、現行8番、就労者の人権となっているところ、ここについては今までは、労働者の権利ですとか、ワーク・ライフ・バランスというところが主になっていたのですが、ビジネスと人権ということで企業が取り組むべき人権課題というものを圧縮されていますので、そういったところを含めて企業と人権というくくりにしていきたい、ですとか、あと10番、ホームレスの人権ということで今まで選んでいたのですが、ここについてもホームレスということに限定をしないで、今までは様々な人の人権ということで、貧困ですとか生活困窮というものがあつたのですが、ホームレスも含めて生活困窮者全般ということで書いていきたい。7番、患者等の人権を尊重するためにというところが、今回、新型コロナウイルス感染症に関しては、特段コロナだけに限って特出し

をしないで、ここにコロナウイルス感染者の影響についても触れていきたい。こういった章立てで考えています。その他に13番のところで、今までの「さまざまな人の人権」という括りがあったのですが、これについては、変わらない人権課題というものもあるのですが、その中で表現をわかりやすい、やさしい日本語という表記に変えてみたりですとか、今までここに入っていなかったものをこちらに入れてみたりとか、人身取引ですとか、自殺・遺された人を新しく入れていきたい。今回、大元の考え方として、今まではこの指針というのは、職員のガイドラインというような位置づけだったのですが、今回の指針については、藤沢に関わりのある方が皆さんで、藤沢の人権文化をはぐくむまちづくりを意識して、SDGsやインクルーシブ藤沢という共生社会の実現が課題となっておりますので、みんなでそういったことをめざしていきましょうという指針にしていきたいというのがありますので、そういった視点で、皆さんにわかりやすい表現で作っていききたい、という中でこのような構成案で考えていききたいと思っております。内容については意識調査もしておりますし、これについては各課の取組をしている事業担当にヒアリングをしながら、内容について精査しているところなのですが、皆様に特にお諮りしていきたいのは、この指針の中で、基本的な指針のあり方といいますか、基本理念、基本目標については、変わることはないと思っているのですが、「人権を大切にし、「人権文化」を育むまちづくり」というのは、今後も変わらないということで、昨年もそういったお話があったと思うのですが、それについて、表現を少し変えるだけで、他のところは変えていかない。基本目標についても、基本的にはここにあるものと変わらず、表現だけをもう少しわかりやすく変えていくということで、そもそも「人権とは何か」というところから、広くわかりやすく表現をしていく指針に変えていきたいと思っております。今、考えている案がこういったもので、これに基づいて作っていくと、骨子案でこういう感じのものを想定していますというご案内ところはそこまでののですが、今の状況は、このような感じになっています。その中で、今、ここには書いていないけれども、必ずここには触れて欲しいとか、そういったことがあれば、ぜひお聞かせいただければと思います。以上となります。

○片岡会長 はい。事務局ご説明ありがとうございました。この新しい人権指針に関して、3つの資料7、8、9を使ってのご説明がありました。まず、非常に幅広いので、市民意識調査の件から参りましょうか。今、行われているところということですが、結果はいつ出るのでしょうか。回収が5月31日ですよ。その後、取り

まとめてラフなデータが出るのはいつでしょうか。解析やコメントまで出なくて良いです。パーセントとかで。

○事務局（作井） 6月末です。

○片岡会長 6月末にデータの結果が出る。ということは、次回の人権協議会には、その数字的なものだけは、わかるということですね。7月11日ですね。ありがとうございます。今回は、オンラインもお使いになって、オンライン調査もあるそうですね。

○事務局（作井） はい、そうですね。

○片岡会長 皆様の方から市民意識調査に関してご質問、ご意見等ありますか。よろしいですか。予算もかかったと思いますが、ウェブを導入していただいて、どうもありがとうございます。少しずつこうなっていくと良いと思います。作業的にも、楽になると思うのですよね。市民意識調査については、結果が出るまで置いておきます。次に、資料8の構成案ですね。資料9がリンクしているので、この内容の方から参りたいと思います。事務局の方で、特に議論してもらいたい部分というのはどこなのですか。何を議論してもらいたいのでしょうか。

○事務局（作井） 作りとしては広く市民の方がわかるようにということで、表現をわかりやすくというところと、基本理念、基本目標については現行のものをそのまま踏襲する形で表現を少し改めるような内容でよろしいかどうかといったところ。あとは、分野別から、第4章のところの枠組みに入る内容がこれでよいかどうか。13番に書いてあるものだけで、それ以外のものは、軽く文章でさらうくらいというものを今考えているので、これはここに入っていないけれど絶対に載せてほしいというものがあるかどうか、その辺りを。

○片岡会長 今回の指針が72ページまでの構成になっているのですが、最終的に次の指針は何ページに収めるおつもりですか。

○事務局（作井） 70ページ程度で。

○片岡会長 70ページ程度、大体同じくらいですね。わかりました。ということで、恐らく、この資料9、冊子になっているものに内容が落とし込んであるのですよね。そちらのほうで検討させていただきたいと思います。表現がわかりやすい表現にする。今回、一番違うのが、これまでが行政向けの指針だったのが、市民、NPO、ボランティア、大学、企業といった多様な主体への周知、啓発、連携をより意識した普遍的な指針とすることが一番違うので、わかりやすい言葉を使うこと

に対しては、ご意見がないかと思うのですが、いかがでしょうか。

(宮原委員挙手)

○片岡会長 はい。宮原委員どうぞ。

○宮原委員 第1章、第2章もそうですし、そもそもタイトルなのですが、優しい言葉ということで取り組みたいと、わかりやすく示すと。非常に良いことなのですが、ただ人権文化というのが、果たしてこれが、わかりやすい言葉なのか。やさしい日本語に表現できるのか。人権文化という四文字は、ほぼ決定事項に近いというものなのですか。そうすると、子どもにもわかりやすい言葉で、わかりやすく示すというそもそもの方針と、人権文化という、構えてしまうような表現はあまり一般的ではないですし、そもそも表題でどうやって整合性が取れるのかこれからの検討なのでしょうけれども、言葉ありきだとなかなか難しいのではないかという印象を受けました。

○片岡会長 はい。その辺りの整合性はどうでしょうか。子どもまでハードルを下げる必要はないのではないですか。 どうなのでしょうかね。ある程度のコンセプトがわからないと、人権というコンセプトそのものかわからないと思いますので、それを子どものレベルで書くとなると、あまりにも厳しいのではないかと。

○事務局(作井) 今のご指摘は、どこまで小さなお子さんが見てわかるようにというのをどこまで表現できるかというのがありますが、人権文化という言葉がわかりにくいというご指摘については、この中で人権文化というものはどういうものを指しているのかということ、もう少しやさしい表現で、今の指針の中の6ページに、人権文化というものはこういうものを指しているのですよというのが載っているのですけれども、ただ「一人ひとりが自由、平等であり」というような説明があるのですけれども、それをもう少しやさしい言葉で、あまり内容は変わらないと思うのですけれども。

○宮原委員 僕が言いたいのは、タイトルを見て「人権文化」という言葉があって、わからないから説明があるという、それでは駄目なのではないですかと。別に子どもさんにわかるようにではなくて、「人権文化」という四文字自体が、説明があるのではなくて、それを聞いて藤沢市がこういうことをしているなど、ぱっと描くような言葉ではないのではないですか。非常にかたいというか、わからない。何故この四文字を選んだかという理由を、今日はいいいすけれども。

○片岡会長 はい。そこの背景につきましては、私がお説明いたしましょう。一番初

めに、この人権指針を作ったときに、やはり人権文化が育めるくらいという、高い理想があったわけですね。これを作ったメンバーの皆さんにも事務局にも。要するに藤沢市で人権文化が根付くようなまちづくりをしていこうという、そのめざす方向性を示したものが、人権指針でした。今もその役割は変わっていないのだと思います。人権文化というものは目に見えるものではありませんので、人権文化ってどこにあるのだと言われると、とても困りますけれども、それは一人ひとりの市民の心の中に誇りになるような、そういった藤沢市にしていきたいという思いがあって、こういった言葉を造語しているわけですね。ですから人権文化が一般的ではない、まさにそのとおりだと思います。それは我々が人権は文化ではないかという議論の末に作った言葉だったのです。その頃からご存じなのは宮部さん、戸高さん。少しその辺り、感じられることを。

○宮部委員 皆さんわかっていると思いますよ。

○片岡会長 多分、子どもにわかるようにというのは無理だと思いますので、子ども用の冊子を作るしかないのだと思います。ただ、わかりやすい言葉でというのは、恐らく漢字を多用した難しい言葉ではなくて、一般的に読んでおわかりになる表現を使うということですね。

○事務局（作井） 正直、私もここに異動してきて、人権指針の改定をしてくださいという話を引継ぎで受けた時に、インターネットでまず一番に「人権とは」と検索して、なるほどと。感覚ではわかっているけど、いざ「人権って何でしょう」といった時に、多分、みんな漠然と、壮大なので、そこをわかりやすく、この指針を読んで、色々なサイトで人権のことを見て、ひとつではないなど。それをわかりやすく表現するというの、みんなが読んで、なんとなくこういうことかという、わかるような表現にするということなのかなと。たくさんの方が見た時にすんなり入ってくる表現を求めているのだらうと思います。

○片岡会長 具体的に、資料9の4ページ、5ページ辺りの話なのですが、現在の指針の改定版の6ページに、人権文化についての説明がありますが、こちらにわかりやすく説明するとだけあって引用されていないので、非常に検討しにくいのですが、何か具体的な文案を検討するなら検討できるのですが。

○事務局（作井） 現行の6ページに書いてある内容は、あまりそこを大きく変えるつもりはなくて、ただ、例えばですけれども、人権文化の説明のところ2行目から「人権尊重の精神が社会や生活の中に定着し、すべての市民の日常行動の基準と

なることです」という記載になっているのですけれども、例えばこれが「人権を尊重する精神が市民や社会生活の中で定着して自然とすべての人の普段の行動にあらわれていること」とか、その程度の言い回しを変えてみる。あとはもう少し人権を尊重するということを自分の人権だけでなく、相手の人権も尊重して、お互いの人権を尊重しあうことで、こういった社会が出来上がっていきますというようなところを基本理念に書いていこうかなと思ってはいます。

○片岡会長 はい。ありがとうございます。今の事務局のご説明で何かご意見、ご質問ありますか。

(岸本委員挙手)

○片岡会長 はい。岸本委員お願いします。

○岸本委員 岸本です。私も1年前の協議会の時にこの「人権文化」に最初に引っかかりまして、会長から、大切にしたいワードとして「人権文化」を造語したのだというお話もいただきました。そのときにインターネットで検索をしても、「人権文化」という言葉が、藤沢市中でもなかなか出てこなかったもので、周知がまだされていませんね、というようなお話をした覚えがあります。なので、元々は宮原委員と同じような意見でありましたが、今は、実は逆の考えを持っています。というのは、今回の改定版から、この(仮称)の指針を拝見させていただいて、かなり市民に寄り添ってわかるわかりやすくしようという意欲的なところが見えていますので、「人権文化」という言葉が、この指針の改定を良いきっかけとして、よりよく周知が進めば良いなと思っています。漢字とひらがなというのは良し悪しがあって、今回も「ふじさわ」とか「はぐくむ」をひらがなに変えて、すごく柔らかい印象を心づけようとされているのですけれども、やはり漢字にも良いところがあって、「人権文化」という四文字だけで、今のような思いを込めたところが、わかる人にはちゃんと伝わる。まだ周知が進んでない時には、この基本理念のところの指針を読めば、こういう思いが込められているのだなとわかるし、それはこの指針の意味合いもより深くするものだと思うので、こういった基本理念は大事にしながら、改善にいけば良いかなと、今はそのような意見であります。

○片岡会長 ありがとうございます。実際に文面が出てきていない状態なので、文面が出てからご意見いただいたほうが、わかりやすいかと思っておりますので、全体の構成的なお話をこちらで話し合わせていただく形でよろしいですか。

○事務局(作井) はい。

○片岡会長 それでは、第1章が今とあまり変わらないのですよね。人権とはということが新規に入り、指針の位置付けの説明が入る。それが第1章の違いです。第2章が基本理念と基本目標。これは同じでもう少しわかりやすく説明する形。第3章総合指針に基づいた計画というか指針の位置付けと課題ニーズ把握。これは、今行っている意識調査の結果をここに入れるということですね。一番違うのが多様な主体との協働を第3章で書き込んでいくと。今ある案としては、資料9の7ページに簡単に書かれている、市民との協働、企業・関連団体等との協働、国・県・市町村等との協働、そういった内容です。この3章までで、特に何かご意見ありますか。

(岸本委員挙手)

○片岡会長 はい。岸本委員。

○岸本委員 岸本です。先ほどのわかりやすくいうところからしますと、第1章、第2章の表題はすごくわかりやすいのですが、第3章以降の表題が少し硬いかなと思っています。全体の仮称が「ふじさわ人権文化をはくくむまちづくり指針」だとすると、例えば第3章は、「まちづくりに向けた取組」とかになるのか。第3章から第5章までの表題は、もう少し柔らかくならないかなという感想です。

○片岡会長 はい、ですね。他にご意見、ご質問等ありますか。ないようでしたら、第4章の構成について先ほどいくつかご説明が事務局からありました。こちらについてのご意見を頂戴したいと思います。

(岸本委員挙手)

○片岡会長 はい、岸本委員。

○岸本委員 アンケートを取る際に、深田委員から、部落差別と同和問題はどちらを括弧にするかというのは結構こだわりがあったかと思うのですが、アンケートはそれに基づいて部落差別（同和問題）にされていました。なので、この指針についてどちらにするかも確認しておいたほうがよいかなと思いました。

○深田委員 意識調査の方は今、岸本さんがおっしゃったように、部落差別（同和問題）に変えていただいて、当事者団体が、できるだけそういうふうな表記にしてほしいと希望していますので、できればそうしていただければと思います。

○片岡会長 他に、ご意見ありますか。

(深田委員挙手)

○片岡会長 はい。深田委員

○深田委員 13番「さまざまな人権」の中の「先住民族」というのは、アイヌ

のことを指していますか。琉球を入れるかどうか。

○事務局（作井） 沖縄については、現行の指針の中でも、少し琉球民族ということに触れているのですけれども、どこまで入れられるかわからなかったもので、特段アイヌということにはしないで、先住民族ということになっています。

○深田委員 沖縄の人たちは、大変差別を受けてきた歴史がありますから、どう取り上げていくかということも、少し考えておかなければいけないのではないかなと思います。アイヌ民族は、法律で先住民族と認められているので。

○片岡会長 はい。現行の指針にも書いてあります。最低限、現行の人権指針から落ちないようにしてください。ここのものは、必ずインクルーシブにしてください。星野委員、セクシュアル・マイノリティのことをジェンダー平等の章に入れるというのが事務局案ですが、そのことについてご意見ありませんか。

○星野委員 はい、そうですね。性的マイノリティとジェンダー平等、これが今、難しいと思うのです。セクシュアル・マイノリティの中でトランス女性（身体の性別は男性で自認する性別が女性）の方が、女性の方から批判を受けている。この前、大阪でも事件がありましたけれども、女子トイレをトランス女性の方が使って逮捕された。理由は迷惑防止で捕まったということなのですね。迷惑というのは、女性の方が不快に思って、迷惑で捕まったということなのですから。

○片岡会長 迷惑防止条例か何かが、大阪であるのです。

○星野委員 はい、不快に思ったと。これはすごく曖昧なことなのですよ。反対の場合を少し考えてもらえば良いと思うのですけれども、女性の方が男性のトイレを使うことはあると思うのですけれども、そういう時は、別に男性の方は何も言わないと思うのです。高速道路とかで女子トイレが混んでいる時に女性の方が男子トイレを使っても全く問題ない。ですが、それが反対だと問題になってくる。ここが少し難しいところだなと思います。

○片岡会長 はい。私の質問は、「ジェンダー平等社会に向けて」の中に、女性の人権を1番、2番としてセクシュアル・マイノリティの人権という形にしても良いか、悪いか、どうでしょうかとの質問です。

○星野委員 最終的には、落ち着くところはジェンダー平等のところに落ち着くかなと思います。

○片岡会長 ここに入れても構わない。

○星野委員 私は良いかなと思うのですけれども。ただ、女性の人権を主張する方か

らは、反対の意見も出てくるのではないかなという感じもします。

○片岡会長 はい。ありがとうございます。あと、もう一つ気になるのが、男女差別で、女性の人権の方が、女性の地位の方が低かったということもあって、女性の人権と掲げられているのですが、もう一方で、ただ単に男性の人権というものもあるのではないかなと。例えば、労働時間が非常に長い問題であるとか、先ほどの男の生きにくさみたいなお話もあるので、このところの章分けを3つにしても良いかなと、女性の人権、男性の人権、セクシュアル・マイノリティと。高齢者の人権とか子どもの人権というのが年齢的に分かれる区切りだとしたら、この4章の1つ目は、色々な性別を入れるのだったら、入れ込んだ方がよろしいかなと思います。

(深田委員挙手)

○片岡会長 深田委員、お願いします。

○深田委員 今のお話ですけど、例えば、男女平等という視点で考えるのもありだと思いますね。女性の人権、男性の人権ではなくて、男女平等の課題みたいなことを考えていく考え方もあるかなと思います。

○事務局（作井） 現行の指針の1番が「男女平等の社会づくりに向けて」になっていますので、この形のままで、ここに。

○深田委員 ジェンダー平等でも良いかもしれませんが。先ほど、男らしさのこういう調査がありましたという話をしましたけれども、朝日新聞に電通総研の担当者が、どうして男が生きづらいと皆さんが思うのかということに対して、コメントを寄せていて、その担当者の方は、名前からすると女性の方のようなのですが、社会が男女平等を求める社会に変わってきたから、男性が生きづらいと感じているのではないかといった話がありました。中川さゆりさんという方が、半数の男性が生きづらさの高まりを感じているのは、ジェンダー平等への意識の高まりとともに、男性優位の状況が変わり、男性自身も変化しなければならないという不安が背景にあるのだろうと。私は少し違うのだろうと思っています。男が男らしさに自分でこだわってしまっているから、社会が変わってきているのに、自分がこだわっているから生きにくいのだろうと思うのですが、多分、この女性の担当者の方は、やはり視点が違うのかなと思った時に、先ほど会長がおっしゃったように、女性の人権と書いてあると、やはり男性の人権も書かないとおかしいかなと思います。例えばDV。今のDV防止法は女性のシェルターはあるのですが、男性のシェルターはないのですよ。トランスジェンダーの方から相談を受けたこともあるのですが、

身体は男性、戸籍上も男性、でも自分は女性の気持ち、そういう方がDV被害に遭っても駆け込むところがないのです。そういうこともあるので、もし女性の人権があったら、やはり男性の人権もあって、それからセクシュアル・マイノリティの人権、3つあるのも良いかなと思います。

○片岡会長 はい。ありがとうございます。思うに、ここのところですね、もう少しここに何が入るよという、要するに4章の1 ジェンダー平等の社会に向けて、1-1 女性の人権、1-2 セクシュアル・マイノリティがあるのですが、それでどんな項目をそこに入れようと思っているのかぐらいまで、箇条書きで結構ですから、そういった表がないと少し検討しにくいので、次にはそこぐらいまでは、お願いできますでしょうか。

○事務局（作井） その時には素案という形をめざして準備を進めておりますので。

○片岡会長 あと、この施策の表みたいになっている1、2、3、4というのが少し見にくいので、何か工夫していただけないでしょうか。課題やニーズへの把握、人権教育・人権啓発の推進、相談支援の充実、4が多様な主体との協働。どの施策でも、これは全部必要なのではないのでしょうか。何を意味しているのかが、よくわからないので。

○事務局（作井） 今、まだ骨子案ということで、細かい分野別の課題の入れ込みができていないので、イメージがわかりづらいかと思うのですが、次の時には、全体的にうまった形のものをお出ししたいと思っておりますので。

○片岡会長 よろしくお願ひします。それで、次回会議があるとしたら、最低1週間前に資料到着でお願いできるとありがたいと思います。議題5は、これで終了させていただきます。何かありましたら、事務局の方にご意見をお願いいたします。続きまして、3 その他について、委員の皆様から何かございますか。

(梁川委員挙手)

○片岡会長 はい、梁川委員、よろしくお願ひいたします。

○梁川委員 関連する部分なのですが、たまたま新聞記事を見てなのですが、犯罪被害者支援についての取組ということで、藤沢市は条例がまだできていないということがあったのですが、その辺のところというのは、過去の経緯というのが何かあるのですか。地域連携している茅ヶ崎市とか寒川町というのは、もうすでにできているということなのですが、その辺の情報は、特に具体的にはありますでしょうか。

○片岡会長 いかがですか。事務局。

○事務局（作井） 条例を作るかどうかということですか。

○梁川委員 たまたま茅ヶ崎市の場合には2015年、寒川市の場合には2003年に、もう既に条例ができていてというような記述があったので、なぜ藤沢はできていないのかなと単純に思ったものですから、何か理由があるのかなと思ったので。広域連携2市1町でやっていますから、関連することだったので聞いてみました。

○片岡会長 この次にでも、お話をできれば。

（岸本委員挙手）

○岸本委員 私の知っている限りですが、恐らく5月12日だと思うのですが、神奈川県弁護士会の会長が変わりまして、今年度の会長が藤沢市長の訪問をして、ご挨拶をしているはずですが、恐らく、その時に、被害者支援の条例制定のお願いに関しても弁護士会からお話があったのではないかと思います。現状は、神奈川県がまず2009年に犯罪者被害者支援の条例の制定をし、神奈川県内の33市町村のうちの6市町村だけが、県と協働する条例を制定しています。市町村の制定が必要な理由というのは、お見舞金の支給とか、家事、介護、保育の日常生活の支援とか、そういったものは、県だけではなくて、やはり一番身近な市町村がやらなければいけないためです。ですので、会長が各市町村へ挨拶回りをする際には、被害者支援条例の重要性をご説明し、制定してないところへは制定のお願いをしておきまして、藤沢市にも同様のお願いをしているのだろうと思います。もっとも、私はその場におりませんでしたので、藤沢市の反応はわからないのですが、各市町村、概ねそういった周知を図ることをご理解は進んでいる状況です。ただ、実際に制定をするまでには、県とどういうふうな協働するかとか、予算の関係とか、色々な調整が必要なため、各市町村、前向きではありながらもすぐに制定に至るというものもなく、また、弁護士会側も順次お願いしながら、情報提供して進めているという状況です。藤沢市も恐らく同じような状況だろうと想像しています。

○片岡会長 情報提供ありがとうございます。その先の市の動きは、次回に事務局からご報告ください。他に何かありますか。

（戸高委員挙手）

○片岡会長 はい、戸高委員。

○戸高委員 コロナの前は、保健所に精神障がい者の地域連絡会というのがあったのですが、そちらが市民講演会をやる時に一緒にお願いしますということで、

今年は市民講演会をやろうということで、もしできたら一緒にやりませんかと伝えてくるように言われてきまして。具体的にはこれから検討していきます。

○片岡会長 秋あたりでしょうか。秋から冬。

○戸高委員 冬ですかね。基本、対面なのですけども、状況においてはオンラインでやっていこうと。

○片岡会長 はい、ありがとうございます。他に何かありますか。

○梁川委員 1つだけ、すみません。

○片岡会長 はい、梁川委員。

○梁川委員 全体に関わる問題としては、文言云々というのは、今後の検討の中での話なのでしょうけれど、子ども向けには子ども版も必要というニュアンスの話も出ているのですが、いわゆる成人年齢が18歳になったというのは一つ共通理解して、いわゆる文言が、それですぐに変わるかということではないと思うのですが、いわゆる機関連携などを考えたときの周知徹底になると、その高校生年齢の機関、いわゆる高校などとの関連ということも必然性が出てくるのだろうなという気がするのですね。藤沢市の場合には市立高校を持ってないわけですけども、やはり教育機関と、それから白浜養護学校の高等部には18歳、成人年齢の生徒さんがいるという実態がありますので、やはりどこか意識して、作成とか連携という時に、ぜひ働きかけをしていただきたいと思います。

○片岡会長 ありがとうございます。以上でよろしいでしょうか。他にないようでしたら、これで閉会とさせていただきます。議事の進行にご協力いただきありがとうございます。では、事務局にお返しいたします。

○事務局（作井） ありがとうございます。事務連絡をさせていただきます

○事務局（中村） 次回、第2回は7月11日（月）午後3時からを予定しております。開催方法などにつきましては、また近くなりましたらご連絡させていただきます。資料の発送は一週間前に皆様のお手元に届くようにしたほうがよろしいですよ

ね。

○片岡会長 この次ので、ほぼ指針に関する討議は終わりになってしまうのですよね。なので、どの程度まで、その時点で拝見できるのでしょうか。要するに、これが70何ページだとしたら、文言がこういうふうに入っているくらいの感じ。文章が出来上がっていて、それを叩く感じ。

○事務局（作井） そうですね、ある程度そういった形のものを考えてはおります。

どこまで精度がというのはありますけれども、すべての項目がある程度埋まったものをお出ししたいと思います。

○片岡会長 はい、だそうですので、皆さん期待してお待ちください。その前に、何かどうしてもこれを絶対入れてくださいというようなことがあったら、事務局の方にお話ください。ありがとうございます。

○事務局（作井） それでは、本日はお忙しい中、長時間に渡りありがとうございます。以上で本日は終了させていただきます。

以 上